

返戻金制度

1 返戻金

1. 採用者が入社日から下記期間以内に自己都合または就業規則違反等明らかに採用者の責に帰すべき事由により退職した場合、甲は乙に対し、下表に定める割合で手数料を返戻する。

退職時期	返戻率(手数料の%)
入社日から 30 日以内	80%
入社 31 日～60 日以内	65%
入社 61 日～90 日以内	50%
入社 91 日以降	0%

2. 上記期間の計算は、入社日を第 1 日として起算する。
3. 返戻は、乙が退職事実を証する資料を提出した後、**30 日以内** に行う。

2 例外

以下の場合には返戻の対象外とする。

1. 乙が採用決定後、入社日を一方的に延期または取消した場合
2. 採用者の勤務条件を大幅に変更し、それに起因して退職した場合
3. 災害・疾病その他不可抗力による退職の場合（協議のうえ返戻の可否を決定）

以上